

2 1.4及び1.7に掲げる廃棄物その他の物については、浮遊する残がいを生じさせる、又は海洋環境の汚染を増大させるおそれのある物が、最大限度まで除去されており、かつ、投棄された物質が漁ろう又は航行の重大な障害とならないことを条件として、投棄を検討することができる。

3 1及び2の規定にかかわらず、国際原子力機関が定義しかつ締約国が採択するデ・ミニミス・レベル（免除レベル）の濃度以上の放射能を有する1.1から1.7に掲げる物質を投棄することはできない。ただし、締約国が、千九百九十四年二月二十日から二十五年以内に、また、その後は二十五年ごとに、すべての放射性廃棄物その他の放射性物質（高レベルの放射性廃棄物その他の高レベルの放射性物質を除く。）に関する科学的な検討を締約国が適当と認める他の要因を考慮した上で行うこと及びこの議定書の第二十二条に定める手続に従って当該物質の投棄の禁止について再検討することを条件とする。

附属書Ⅱ 投棄を検討することができる廃棄物その他の物の評価

一般規定

1 一定の状況の下で投棄を認めることは、投棄の必要性を軽減するための更なる試みを行うこの附属書に基づき義務を免除するものではない。

廃棄物の発生の防止のための検査

2 投棄に代わる処理方法を検討するための最初の段階においては、適切な場合には、次の事項の評価を含む。

- 1 発生する廃棄物の種類、量及び関連する危険性
- 2 生産工程の詳細及び生産工程における廃棄物の発生源
- 3 次の廃棄物の発生の軽減・防止技術の実現可能性
 - 1 生産物の再生製造
 - 2 低負荷型の生産技術
 - 3 生産工程の変更
 - 4 投入物質の代替

5 生産場所における循環的な再生利用

3 一般的に、必要な検査により、廃棄物の発生源において廃棄物の発生を防止するための機会が存在することが判明する場合には、申請者は、関係する地方及び国の機関と協力して廃棄物防止戦略（特定の廃棄物の軽減目標及び当該目標が達成されることを確保するための廃棄物発生防止検査を含む。）を作成し、及び実施することが期待される。許可発給又は許可更新の決定は、そのような過程で作成される廃棄物の軽減及び防止の要件が遵守されることを確保するものでなければならない。

4 しゅんせつ物及び下水汚泥については、廃棄物管理の目的は、汚染の発生源を特定し、及び規制することにあるべきである。これは、廃棄物発生防止戦略の実施を通じて達成されるべきであり、また、特定の及び非特定の汚染発生源の規制に関わる地方及び国の関係機関との協力を必要とする。この目的が達成されるまで、汚染されたしゅんせつ物の問題は、海洋又は陸上における処理技術を利用することによって対応することができる。

廃棄物管理の選択肢についての検討

5 廃棄物その他の物を投棄するための申請において、次の廃棄物管理の選択肢の序列（環境に対する影響が大きくなる順序を意味する。）について適切な検討が行われたことを証明しなければならない。

1 再使用

2 生産現場以外の場所における再生利用

3 危険な構成要素の破壊

4 危険な構成要素を軽減又は除去するための処理

5 陸上処分、大気への処分及び水域における処分

6 廃棄物その他の物の投棄に対する許可は、許可発給当局が、人の健康若しくは環境に対する不当な危険又は不均衡な費用を伴わずに廃棄物を再使用し、再生利用し、又は処理するための適当な機会が存在すると判断する場合には、拒否しなければならない。海洋投棄とその代替手段の双方を含んだ比較リスク評価の見地から、他の処分方法の実際上の利用可能性を考慮すべきである。

化学的、物理的及び生物学的特質

7 廃棄物を詳細に説明し及び特徴づけることは、投棄に代わる処分方法を検討するための重要な前提であり、また、廃棄物を投棄することができるかどうかを決定するための基礎となる。廃棄物を特徴づけることが不十分であるため、人の健康及び環境に対する潜在的な影響について適切な検討を行うことができないような場合には、当該廃棄物は投棄してはならない。

8 廃棄物及びその構成要素を特徴づけるに当たり、次の事項を考慮する。

- 1 原因、総量、形態及び平均的な組成
- 2 物理的、化学的、生化学的、及び生物学的特質
- 3 毒性
- 4 物理的、化学的及び生物学的持続性
- 5 生物又はたい積物中における蓄積及び生物学的な変異

行動基準

9 各締約国は、人の健康及び海洋環境に対する潜在的な影響に基づいて申請があつた廃棄物及びその構成物

を審査する仕組みを提供するための国の行動基準を作成する。行動基準において審査する物質を選択するに当たっては、人工の発生源からの毒性、持続性及び生物蓄積性を有する物質（例えば、カドミウム、水銀、有機ハロゲン、石油炭化水素、並びに、適当な場合には、ひ素、鉛、銅、亜鉛、ベリリウム、クロム、ニッケル及びバナジウム、有機けい素化合物、シアン化合物、ふっ化物、及び駆除剤又はその副産物で有機ハロゲン以外のもの）を優先する。行動基準は、廃棄物を防止するための更なる検討を行わせる仕組みとしても使用することができる。

10 行動基準は、上位の基準を特定するものとし、また、下位の基準を特定することもできる。上位の基準は、人の健康又は海洋生態系を代表する敏感な海洋生物に対する急性の又は慢性の影響を回避するために設定されるべきである。行動基準を適用することによって、廃棄物は三つに区分し得る種類に分かれることとなる。

1 関係する上位の基準を越えて特定の物質を含むか、又は生物学的反応を引き起こす廃棄物は、廃棄物処理の技術又は工程を通じて投棄が容認できるようになる場合を除き、投棄することはできない。

2 関係する下位の基準を下回って特定の物質を含むか、又は生物学的反応を引き起こす廃棄物は、投棄

との関係において、環境に対する懸念はほとんどないと考えるべきである。

- 3 関係する上位の基準を下回るが下位の基準を越えて特定の物質を含むか、又は生物学的反応を引き起こす廃棄物は、当該廃棄物の投棄の適合性を決定する前に、更なる詳細な検討を必要とする。

投棄場所の選択

- 11 投棄場所を選択するために必要な情報は次の事項を含む。

- 1 水域及び海底の物理的、化学的及び生物学的特性
- 2 検討の対象となる海域における快適な場、価値及びその他の利用
- 3 海洋環境における物質の既存のフラックスとこれを構成するフラックスであって投棄に関連して生ずるものとの関係についての評価
- 4 経済的な及び運用上の実現可能性

潜在的な影響の評価

- 12 潜在的な影響の評価は、海洋又は陸上における処分方法により予測される結果に関する簡潔な説明、すなわち「影響仮説」を導き出すべきである。影響仮説は、提案された処分方法を承認するか、又は拒否するかを決定し、及び環境を監視するための要件を定めるための基礎を提供する。

- 13 投棄の評価に当たっては、廃棄物の特性、提案された投棄場所の状況、フラックス及び提案された処理技術に関する情報を統合し、並びに人の健康、生物資源、海洋の快適性及び他の適法な海洋の利用に対する潜在的な影響を特定するべきである。かかる評価は、合理的な範囲で控えめな仮定に基づいて予測される影響の性質、時間的及び空間的な規模並びに持続性を定めるべきである。

- 14 各処分方法の分析は、次の事項の比較評価に照らして検討されるべきである。

人の健康に対する危険、環境上の損失、危険（事故を含む。）、経済性及び将来における利用の排除。

かかる評価の結果、提案された処分方法によって起こり得る影響を決定するための十分な情報が入手できないことが判明した場合には、当該処分方法は更に検討されるべきではない。比較評価の解釈の結果、さら

に、投棄処分が好ましくないと判明した場合には、投棄に対する許可は与えられるべきではない。

- 15 各評価は、投棄に対する許可を発給するか、又は拒否するかの決定を裏付ける説明をもって結論づけられるべきである。

監視

- 16 監視は、許可条件が満たされていること（遵守に関する監視）並びに許可の検討及び投棄場所の選択過程の間になされた仮定が環境及び人の健康を保護するために正確かつ十分であったこと（現場における監視）を実証するために行われる。当該監視計画が目的を明確に定めていることは重要である。

許可及び許可基準

- 17 許可を与える決定は、すべての影響の評価が完了し、かつ、監視要件が決定された場合にのみ行われるべきである。許可の発給に当たっては、実行可能な限り、環境に対する障害及び損傷が最小化され、及び利益

が最大化されることを確保する。発給された許可はいずれも、次の事項を特定するデータ及び情報を含むものとする。

- 1 投棄される物質の種類及び発生源
- 2 投棄場所の位置
- 3 投棄の方法
- 4 監視及び報告の要件

- 18 許可は、監視の結果及び監視計画の目的を考慮して定期的に見直されるべきである。監視の結果の検討は、現場での計画が継続されるか、見直されるか、又は終結される必要があることを示し、また、許可の継続、変更又は廃止についての情報に基づく意思決定に貢献する。これは、人の健康及び海洋環境を保護するための重要なフィードバックの仕組みを提供する。

附属書Ⅲ

第一条

- 1 仲裁裁判所（以下「裁判所」という。）は、いずれかの締約国が条約第十六条の規定により他の締約国に行った要請によって設置される。仲裁の要請の文書は、事件を記述した文書及び証拠書類とする。
- 2 要請を行った締約国は、機関の事務局長に対し、次の事項を通報する。
 - 1 仲裁の要請を行ったこと
 - 2 その解釈又は適用について意見の相違があると当該締約国が認める規定
- 3 事務局長は、2の事項をすべての締約国に通報する。

第二条

- 1 裁判所は、仲裁の要請を受けた日から三十日以内に紛争当事国が合意する場合には、一人の仲裁人で構成

する。

- 2 仲裁人が死亡し、職務を行うことができなくなり又は欠けた場合には、紛争当事国は、仲裁人が死亡し、職務を行うことができなくなり又は欠けた時から三十日以内に代わりの仲裁人を決定することができる。

第三条

- 1 前条の規定により裁判所の構成について紛争当事国が合意しない場合には、裁判所は、次の三人の者で構成する。

- 1 各紛争当事国が指名する仲裁人
- 2 これら二人の仲裁人が合意によって指名する議長となる第三の仲裁人
- 2 第二の仲裁人の指名の時から三十日以内に裁判所の議長が指名されない場合には、紛争当事国は、いずれか一方の紛争当事国の要請に応じ、更に三十日以内に、合意された適格者の名簿を機関の事務局長に提出するものとし、事務局長は、できる限り速やかにその名簿から議長を選定する。この場合において、事務局長は、いずれか一方の紛争当事国の国籍を有しており又は有していた者を、他方の紛争当事国が同意しない限

り、選定してはならない。

3 仲裁の要請を受けた日から六十日以内にいずれか一方の紛争当事国が1. 1の仲裁人を指名しない場合には、他方の紛争当事国は、合意された適格者の名簿を三十日以内に機関の事務局長に提出するよう要請することができる。事務局長は、できる限り速やかにこの名簿から議長を選定する。議長は、仲裁人を指名しなかった紛争当事国に対し、仲裁人を指名するよう要請する。当該紛争当事国が議長の要請を受けた時から十五日以内に仲裁人を指名しない場合には、事務局長は、議長の要請により、合意された適格者の名簿から仲裁人を選定する。

4 仲裁人が死亡し、職務を行うことができなくなり又は欠けた場合には、その仲裁人を指名した紛争当事国は、その仲裁人が死亡し、職務を行うことができなくなり又は欠けた時から三十日以内に代わりの仲裁人を指名する。当該紛争当事国が代わりの仲裁人を指名しない場合には、仲裁裁判は、現存の仲裁人の下で行う。議長が死亡し、職務を行うことができなくなり又は欠けた場合には、議長が死亡し、職務を行うことができなくなり又は欠けた時から九十日以内に、1. 2及び2の規定に従い、代わりの議長を指名する。

5 機関の事務局長は、締約国の指名した適格者で構成する仲裁人名簿を保持する。各締約国は、名簿に記載

される四人の者を指名することができる。これらの者は、これを指名する締約国の国籍を有することを要しない。紛争当事国が2. 3及び4に定める期間内に合意した適格者の名簿を事務局長に提出しない場合には、事務局長は、自己の保持する名簿から指名されていない仲裁人を選定する。

第四条

裁判所は、紛争の対象である事項から直接に生ずる反対請求について聴取し及び決定することができる。

第五条

各紛争当事国は、事件の準備に要した費用であつて自国に係るものを負担する。仲裁人の報酬及び仲裁に要した一般経費は、紛争当事国が均等に分担する。裁判所は、すべての費用に関する記録を保持するものとし、紛争当事国に対して費用の明細書を提出する。

第六条

事件についての決定によって影響を受けることのある法律上の利害関係を有する締約国は、仲裁手続を開始した紛争当事国に対し書面による通告を行った後、裁判所の同意を得て及び自己の費用を負担して、仲裁手続に参加することができる。当該参加国は、次条の規定により定められる手続に従い、参加の原因となった事項に関し証拠及び準備書面を提出し並びに口頭弁論を行う権利を有する。ただし、裁判所の構成については、いかなる権利も有しない。

第七条

この附属書の規定により設置された裁判所は、その手続規則を定める。

第八条

1 一人の仲裁人で裁判所が構成される場合を除くほか、手続、開廷場所及び付託された紛争に関する問題についての裁判所の決定は、仲裁人の過半数による議決で行う。ただし、紛争当事国が指名した仲裁人の欠席又は判断の回避は、裁判所が決定を行うことを妨げるものではない。可否同数の場合には、議長決定する。

ところによる。

2 紛争当事国は、裁判所の運営を容易ならしめるものとし、自国の法令に従い、すべての可能な手段を利用して、特に、次のことを行う。

- 1 必要なすべての文書及び情報を裁判所に提出すること。
- 2 証人又は専門家の尋問及び現場検証のため裁判所が自国の領域に入ることができるようにすること。
- 3 紛争当事国が2の規定に従わないことは、裁判所が決定及び判断を行うことを妨げるものではない。

第九条

裁判所は、設置されたときから五箇月以内に判断を行う。ただし、必要と認める場合には五箇月を超えない期間これを延長することができる。裁判所の判断には、その理由を付する。その判断は、最終的なものとし、上訴を許さない。その判断は、機関の事務局長に通知されるものとし、事務局長は、これを締約国に通報する。紛争当事国は、直ちにその判断に従うものとする。